

令和 6 年度(令和 7 年度採用予定)

豊橋市会計年度任用職員(軽作業訓練嘱託員)採用試験要項

1 会計年度任用職員とは

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき任用される非常勤職員です。採用されると、一般職の公務員となり、服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

2 応募資格、勤務条件等

職種	軽作業訓練嘱託員
人員	1 名
資格等	市民サービスの向上を常に意識し、現場作業などに熱意をもって取り組める方
業務内容	障害者（児）への軽作業指導訓練
業務場所	豊橋市総合福祉センター（あいトピア）
勤務時間（休日）	週 29 時間 火曜日 9:00～16:00、水曜日から土曜日まで 9:00～15:45 （休日／月日祝、年末年始）
報酬月額	187,005 円（令和 6 年 4 月 1 日現在）
試験	令和 7 年 2 月 22 日（土）／面接、小論文 ※令和 7 年 1 月 6 日時点で本市会計年度任用職員（月額）で同じ職種を受験する場合、小論文免除
試験会場	豊橋市役所
結果通知（予定）	令和 7 年 3 月上旬

3 注意事項

【応募条件について】

- 1 年齢及び国籍要件はありません。
- 2 障害者の方の受験が可能です。
- 3 採用予定人員は、今後変わることがあります。

【勤務条件について】

- 1 報酬月額は社会情勢等により今後変更されることがあります。定期昇給制度はありません。
- 2 勤務時間、休日は業務の都合（状況）により変更になる場合があります。
- 3 原則、所定労働時間を超える労働はありませんが、時期によっては有る場合もあります。
- 4 休憩時間は原則 1 時間ですが、業務の都合（状況）によって異なる場合もあります。
- 5 報酬月額の他に通勤手当に相当する費用弁償、期末・勤勉手当等が別途支給されます。
- 6 採用された場合は、愛知県都市職員共済組合の短期組合員となります。厚生年金保険、雇用保険など社会保険にも別途加入します。また、年次有給休暇、夏季休暇等各種休暇制度があります。
- 7 任用期間については令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間です。ただし、引き続き業務の必要性があり、かつ勤務状況が良好な場合に限り、1 年単位で原則 4 回まで改めて任用する可能性があります。

【試験について】

- 1 試験日や試験会場、試験内容は受験者数等により変更することがあります。
- 2 試験の日時は、申込者あてに別途お知らせします。

次のいずれかに該当する方は採用されません

- 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当する方（以下はその内容です）
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 豊橋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている方（心神耗弱を原因とするもの以外）

